

計算書類に対する注記（法人全体）

1 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

「該当なし」

(2) 固定資産の減価償却方法

- ・有形固定資産 → 定額法
- ・無形固定資産 → 定額法
- ・リース資産 → 所有权移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を0とする定額法による

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 → 岩手県社会福祉協議会民間社会福祉事業職員共済事業主負担累計額を計上
- ・賞与引当金 → 会計上、重要性が乏しいと判断し賞与引当金は計上していない
- ・徴収不能引当金 → 過去の発生割合から、重要性が乏しいと判断し徴収不能引当金は計上していない

(4) リース取引処理方法

- ・300万円未満の少額な所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法で会計処理

2 法人で採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職共済制度及び岩手県社会福祉協議会の民間社会福祉事業共済に加入

3 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- | | |
|-----------------|---|
| ・法人全体の計算書類 | → 第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式 |
| ・事業区分別内訳書 | → 社会福祉事業のみ実施しているため作成を省略 |
| ・拠点区分別内訳書 | → 拠点区分が1拠点のみのため作成を省略 |
| ・拠点区分における計算書類 | → 第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式 |
| ・拠点区分におけるサービス区分 | ア 法人本部
イ 特別養護老人ホーム寿生苑（長期）
ウ 特別養護老人ホーム寿生苑（短期）
エ 田野畠村デイサービスセンター
オ 寿生会訪問介護事業所
カ 寿生会居宅介護支援事業所
キ グループホームたのはた虹の家
ク 田野畠村生活支援ハウス
ケ 寿生会訪問介護事業所（障害） |

4 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	169,461,552円	16,175,297円	13,176,692円	172,460,127円
定期預金	3,000,000円	0円	0円	3,000,000円
合計	172,461,522円	16,175,297円	13,176,692円	175,460,127円

5 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

「該当なし」

6 担保に供している資産

「該当なし」

7 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期処分損額、当期末残高

資産の種類及び名称	取得価額	減価償却累計額	当期処分損額	当期末残高
建物（基本財産）	582,375,600円	409,915,473円	0円	172,460,127円
建物（その他の固定資産）	30,172,666円	6,428,294円	0円	23,744,372円
構築物	30,996,489円	30,996,487円	0円	2円
機械及び装置	47,486,683円	15,810,930円	0円	31,675,753円
車両運搬具	28,083,179円	18,214,520円	1円	9,868,658円
器具及び備品	47,678,425円	44,530,164円	1円	3,148,260円
有形リース資産	9,000,000円	5,400,000円	0円	3,600,000円

8 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

「該当なし」

9 関連当事者との取引の内容

「該当なし」

10 重要な偶発債務

「該当なし」

11 重要な後発事象

「該当なし」

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

「該当なし」